

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

高知県公営企業局管理規程	ページ
◎高知県立病院経営者会議、経営会議等の設置に関する規程	〈4・1掲示〉 1
◎病院事業に従事する企業職員宿舍規程	〈〃 〉 1
◎病院事業に従事する企業職員被服貸与規程	〈〃 〉 6

## 公営企業局管理規程

高知県立病院経営者会議、経営会議等の設置に関する規程を次のように定める。

平成19年4月1日(揭示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

### 高知県公営企業局管理規程第25号

#### 高知県立病院経営者会議、経営会議等の設置に関する規程(設置)

**第1条** 高知県立安芸病院、高知県立芸陽病院及び高知県立幡多けんみん病院(以下「各病院」という。)の経営改善の推進、患者サービスの向上等病院運営の抜本的な改革を行い、県民から信頼される病院づくりを進めるため、次に掲げる会議を設置する。

- (1) 高知県立病院経営者会議(以下「経営者会議」という。)
- (2) 経営改善総合調整会議(以下「調整会議」という。)
- (3) 経営会議(以下「経営会議」という。)

2 経営会議は、各病院に置く。  
(所掌事項)

**第2条** 経営者会議は、各病院の経営改善、患者サービスの向上等病院運営のすべての事項に関することを所掌する。

- 2 調整会議は、高知県公営企業局及び各病院における経営改善の総合的な調整に関することを所掌する。
- 3 経営会議は、当該病院の経営改善の推進、患者サービスの向上等に関することを所掌する。  
(構成)

**第3条** 経営者会議の委員は、高知県公営企業局長及び各病院の病院長をもって構成する。

2 調整会議の委員は、各病院の経営会議の代表者2名及び高知県公営企業局の代表者4名をもって構成する。

3 経営会議の委員は、当該病院の病院長及び病院長が指名する各部門の代表者をもって構成する。  
(会長)

**第4条** 会議の会長(以下「会長」という。)は、経営者会議にあっては高知県公営企業局長、調整会議にあっては高知県公営企業局長が別に定める者、経営会議にあっては当該病院の病院長とする。  
(職務等)

**第5条** 会長は、会議を統括し、会議を招集する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。  
(庶務)

**第6条** 経営者会議及び調整会議の庶務は、高知県公営企業局県立病院課において行う。

2 経営会議の庶務は、当該病院において行う。  
(雑則)

**第7条** この規程に定めるもののほか、経営者会議及び調整会議の運営に関し必要な事項は会長が定め、経営会議の運営に関し必要な事項は会長が経営会議規約を定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

病院事業に従事する企業職員宿舍規程を次のように定める。

平成19年4月1日(揭示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

### 高知県公営企業局管理規程第26号

#### 病院事業に従事する企業職員宿舍規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、高知県公営企業局(以下「公営企業局」という。)に勤務する職員のうち病院事業(高知県公営企業局の設置等に関する条例(昭和41年高知県条例第48号)第1条第1項第3号に掲げる病院事業をいう。)に従事する職員(以下「職員」という。)に貸与すべき宿舍について必要な事項を定めるものとする。  
(定義)

**第2条** この規程において「宿舍」とは、公営企業局がその事務又は事業の円滑な運営に資する目的をもって、職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるために設置する住宅(第5条第2号を除き、以下「住宅」という。)並びにこれに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

2 この規程において「自動車の保管場所」とは、前項に規定す

る工作物その他の施設のうち、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第2条第1号に規定する自動車の同条第3号に規定する保管場所として職員に使用させるため、公営企業局が設置し、高知県公営企業局長(以下「公営企業局長」という。)が指定するものをいう。

(種類)

**第3条** 宿舍は、無料宿舍及び有料宿舍の2種とする。  
(無料宿舍)

**第4条** 無料宿舍は、公営企業局長が必要と認めためる者のために、予算の範囲内で設置し、無料で貸与する。  
(有料宿舍)

**第5条** 有料宿舍は、次の各号に掲げる分類に従い、それぞれ当該各号に掲げる場合において、無料宿舍の貸与を受ける者以外の職員のために、予算の範囲内で設置し、有料で貸与する。

- (1) 公舎 職員の職務に関連して公営企業局の事務又は事業の運営に必要と認められる場合
- (2) 職員宿舍 職員の在勤地における住宅不足により公営企業局の事務又は事業の運営に支障をきたすおそれがあると認められる場合

(使用料)

**第6条** 有料宿舍の住宅の使用料の月額、別表に掲げる住宅の建築後の経過年数の区分に応じ、住宅の構造ごとに同表に定める1平方メートル当たりの使用料の額に、当該住宅の使用料の算定の対象となる面積(以下この条において「住宅使用料算定面積」という。)を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 住宅使用料算定面積は、当該住宅の延べ面積(共同宿舍にあっては、居住者ごとの専用部分の延べ面積)とし、共同使用の部分があるときは、均等にあん分するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、住宅の構造若しくは施設が他の住宅と著しく異なる場合又は当該住宅の延べ面積が著しく大きい場合において、他の住宅との均衡上必要があると認めるときは、当該住宅の使用料の額又は延べ面積の調整については、公営企業局長が別に定める。
- 4 前2項の規定による住宅使用料算定面積の算出に当たっては、1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 自動車の保管場所を有する有料宿舍の使用料の月額は、第1項の規定により算出した住宅の使用料の額に、当該自動車の保管場所の使用料の算定の対象となる面積(面積が12.5平方メートルを超えるときは12.5平方メートルとし、0.1平方メートル未満の端数があるときはこれを切り捨てた面積とする。)に1平方メートル当たり100円を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)を加算した額とする。

6 新たに宿舍の貸与を受け、又は宿舍を明け渡した場合におけるその月分の使用料は、日割りにより計算した額とする。

(使用料の減免)

**第7条** 公営企業局長は、災害、損壊その他特別の事情により前条の規定による使用料を徴収することが不適当であると認めるときは、当該使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の徴収方法)

**第8条** 有料宿舍の貸与を受けた者に給与を支給する期間は、毎月給与を支給する際、その者の給与から当月分の使用料に相当する金額を控除して、その金額をその者に代わり、その使用料として納付するものとする。ただし、これにより難しい事情があるときは、納額告知書にその納期限を記載して、納付させることができる。

(貸与の申請)

**第9条** 宿舍の貸与を受けようとする者は、別記第1号様式による宿舍貸与申請書を公営企業局長に提出しなければならない。

(貸与の承認)

**第10条** 公営企業局長は、宿舍の貸与の申請があった場合において、貸与を承認したときは、当該申請者に対して別記第2号様式による宿舍貸与承認書を交付する。

(入居の延期)

**第11条** 公営企業局長は、宿舍の貸与の承認を受けた者が、当該承認の日から10日以内に入居することができない理由を明らかにして入居の延期を申請したときは、その理由がやむを得ないものと認められた場合に限り、入居すべき日を指定してこれを承認することができる。

(貸与の承認の取消し)

**第12条** 公営企業局長は、宿舍の貸与の承認を受けた者が、当該承認の日から10日以内(前条の規定に基づき入居の延期の承認を受けた場合にあつては、同条の規定に基づく指定の日(第15条第2号において「入居の指定日」という。)まで)に入居しないときは、貸与の承認を取り消すことができる。

(同居の承認)

**第13条** 公営企業局長は、宿舍の貸与を受けた者から主としてその収入により生計を維持する者以外の者を同居させることについて申請があったときは、収益を目的とせず、かつ、宿舍の設置の目的に反しないと認められた場合に限り、これを承認することができる。

(仮設工作物等の設置等の承認)

**第14条** 公営企業局長は、宿舍の貸与を受けた者から自己の費用をもって仮設工作物を設置し、又は模様替え、建て増しその他宿舍の原形を変更することについて申請があったときは、居住に支障がないと認められた場合に限り、当該宿舍の明渡しの際、当該工作物等を撤去し、又は公営企業局に寄附することを条件として、これを承認することができる。

(宿舍に居住する者の義務)

**第15条** 宿舍の貸与を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意を怠らず、宿舍を正常な状態において維持すること。
- (2) 貸与の承認のあった日から10日以内又は入居の指定日までに、指定された宿舍に入居すること。
- (3) 宿舍の全部又は一部を他に貸し付けないこと。
- (4) 承認を受けずに、仮設工作物等を設置し、又は模様替え、建て増しその他宿舍の原形を変更しないこと。
- (5) 同居者に異動が生じた場合は、その理由が生じた日から10日以内にその旨を公営企業局長に届け出ること。
- (6) 宿舍を滅失し、又は損壊した場合において、その滅失又は損壊が居住者の故意又は重大な過失により生じたものであると公営企業局長が認めるときは、これを原形に復し、又はその損害を弁償すること。
- (7) 宿舍を明け渡そうとする場合においては、公営企業局長に5日前までに届け出ること。

(宿舍の明渡し等)

**第16条** 宿舍の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該宿舍の貸与を受けた者(その者が第2号の規定に該当することとなった場合にあっては、その該当することとなったときにその者と同居していた者。以下同じ。)は、その該当することとなった日から30日以内に当該宿舍を明け渡すとともに、別記第3号様式による宿舍明渡し届を公営企業局長に提出しなければならない。ただし、相当の理由がある場合は、別記第4号様式による宿舍明渡し猶予申請書を公営企業局長に提出し、その承認を受けて、その該当することとなった日から無料宿舍にあっては2月、有料宿舍にあっては6月の範囲内において公営企業局長の指定する期間、引き続き当該宿舍を使用することができる。この場合における公営企業局長の承認は、別記第5号様式による宿舍明渡し猶予承認書により行うものとする。

- (1) 職員でなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 転任、配置換えその他これらに類する事由により当該宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
- (4) 当該宿舍について公営企業局の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

2 宿舍の貸与を受けた者は、公営企業局長が前条の規定に違反する事実で当該宿舍の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものについて、期限を付してその是正を要求した場合において、当該期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舍を明け渡さなければならない。

3 第1項ただし書の規定に基づき宿舍を引き続き使用する期間の使用料は、第4条及び第6条の規定にかかわらず、同条に規定する使用料の額の算定方法により算出した額の1.5倍に相当する額とする。

(明渡し期限経過後の徴収金額等)

**第17条** 宿舍の貸与を受けた者が、前条第1項又は第2項の規定による明渡し期限を経過してなおその使用を継続した場合において、公営企業局が明渡しの請求の訴えを提起しなかったときは、第4条、第6条及び前条第3項の規定にかかわらず、明渡し期限の翌日から第6条に規定する使用料の額の算定方法により算出した額の3倍に相当する金額を徴収する。

2 第8条の規定は、前項の規定による徴収について準用する。(宿舍の修繕費等)

**第18条** 災害、時の経過その他居住者の責めによらない理由により、無料宿舍又は有料宿舍が損壊し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、公営企業局が負担する。

(宿舍台帳)

**第19条** 病院の事務部長は、別記第6号様式による宿舍台帳を作成して、居住者、使用料その他必要な事項を記載しなければならない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 別表(第6条関係)

経過年数	構造	
	木造	非木造
5年未満	240円	240円
5年以上10年未満	173円	213円
10年以上15年未満	132円	191円
15年以上20年未満	106円	170円
20年以上25年未満	73円	154円
25年以上30年未満	49円	138円
30年以上35年未満	43円	124円
35年以上40年未満	43円	111円
40年以上45年未満	43円	103円
45年以上50年未満	43円	96円
50年以上55年未満	43円	87円
55年以上	43円	79円

- 備考 1 構造は、住宅の主体部分の構造による。  
 2 経過年数は、毎年4月1日現在をもって決定するものとし、1年未満の端数は、これを切り捨てる。  
 3 住宅の増築、改築等により他の住宅との均衡上経過年数を調整する必要があるときは、公営企業局長が別に定めるところにより当該住宅の経過年数を決定する。

## 別記

## 第1号様式(第9条関係)

年 月 日

高知県公営企業局長 様

(所 属)

(職・氏名)

㊞

## 宿舍貸与申請書

次のとおり宿舍の貸与をしてください。

宿舍の種類	宿舍番号	所在地		
宿舍名	構造	面積	使用料(月額)	
		m <sup>2</sup>	円	
入居者の氏名	生年月日	性別	申請者との続柄	職業
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

**第2号様式** (第10条関係)

年 月 日

(所 属)  
(職・氏名) 様

高知県公営企業局長 印

宿舍貸与承認書

次のとおり宿舍の貸与を承認します。

宿舍の種類	宿舍番号	所在地		
宿舍名	構造	面積	使用料(月額)	
入居者の氏名	生年月日	性別	申請者との続柄	摘要

**第3号様式** (第16条関係)

年 月 日

高知県公営企業局長 様

(所 属)  
(職・氏名) 印

宿舍明渡し届

次のとおり宿舍を明け渡しました。

宿舍の種類	宿舍番号	所在地		
宿舍名	明渡し年月日	使用料(月額)	明渡し理由	

**第4号様式** (第16条関係)

年 月 日

高知県公営企業局長 様

(所 属)  
(職・氏名)

印

## 宿舎明渡し猶予申請書

次のとおり宿舎の明渡しを猶予してください。

宿舎の貸与承認を受けた者の氏名		申請者との続柄	明渡し理由の発生年月日
			. .
宿舎の種類	宿舎番号	所在地	
明渡し猶予を申請する理由及び明渡し猶予期限			

**第5号様式** (第16条関係)

年 月 日

(所 属)  
(職・氏名)

様

高知県公営企業局長

印

## 宿舎明渡し猶予承認書

次のとおり宿舎の明渡しを猶予します。

宿舎の種類	宿舎番号	所在地
明渡し猶予期限		摘要

## 第6号様式 (第19条関係)

## 宿舍台帳

所在地				入居者の 職・氏名	入居人員	貸与承認 年月日	使用料 の月額	備考
					人		円	
種類	建築年 月日	構造	面積					
			m <sup>2</sup>					

病院事業に従事する企業職員被服貸与規程を次のように定める。

平成19年4月1日(揭示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

## 高知県公営企業局管理規程第27号

## 病院事業に従事する企業職員被服貸与規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、高知県公営企業局に勤務する職員のうち病院事業(高知県公営企業の設置等に関する条例(高知県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年高知県条例第48号)第1条第1項第3号に掲げる病院事業をいう。)に従事する職員であって、常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)に対し、作業服、靴等(以下「被服」という。)を貸与することに関し必要な事項を定めるものとする。

(被服の制式)

**第2条** 職員に貸与する被服の制式は、高知県公営企業局長が別に定める。

(貸与する職員の範囲等)

**第3条** 被服を貸与する職員の範囲、貸与する被服の品目、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。

2 前項の被服の貸与期間は、被服を貸与した日の属する月の初日をもって始期とし、期間の満了した月の末日をもって終期として計算し、職員の交替により別表に掲げる被服を引き続いて貸与した場合における貸与期間の計算については、当初貸与した月の初日を始期として計算する。

3 貸与を受けた被服がやむを得ない理由により汚損し、又は破損し、使用に耐えなくなると認められるときは、別表に掲げる被服に限り、同表に定める貸与期間を短縮することができる。

4 貸与期間が満了した後、引き続き在職する職員に対しては、当該貸与期間の満了に係る被服を支給する。

(貸与の方法)

**第4条** 職員に被服の貸与をするときは、高知県公営企業局病院事業財務規程(平成19年高知県公営企業局管理規程第28号)第11条第1項第12号に掲げる被服貸与簿により整理しなければならない。

(着用期間)

**第5条** 夏冬の着用区分のある被服の着用期間は、夏服にあっては6月1日から9月30日まで、冬服にあっては10月1日から翌年の5月31日までとする。ただし、気候その他の状況により着用期間を伸縮することができる。

(被服の着用)

**第6条** 被服の貸与を受けた職員は、勤務時間中(外出の場合を

除く。)これを着用するものとする。

(被服の管理)

**第7条** 被服の貸与を受けた職員は、被服を常に善良に管理しなければならない。

2 被服の貸与を受けた職員は、被服を譲渡し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。

(弁償の義務)

**第8条** 被服の貸与を受けた職員は、自己の責めによる理由により貸与を受けた被服をき損し、又は紛失したときは、これを弁償しなければならない。

(返納)

**第9条** 被服の貸与を受けた職員がその職を離れた場合は、速やかに貸与を受けた被服を返納しなければならない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

被服を貸与する職員の範囲	貸与する被服の品目	数量	貸与期間	
医師	診療衣	2着	2年	
栄養士その他病院の院長が指定する業務に従事する職員	診療衣	2着	2年	
診療放射線技師、薬剤師、臨床検査技師、作業療法士、理学療法士その他病院の院長が指定する業務に従事する職員	上衣	2着	2年	
	ズボン	2着	1年	
	靴下	2足	1年	
	看護靴	1足	1年	
看護師 准看護師 助産師	病院に勤務する職員(芸陽病院に勤務する職員を除く。)	予防衣	2着	2年
		看護衣(夏)(又は看護上衣(夏)及びズボン)	2着	2年
		看護衣(冬)(又は看護上衣(冬)及びズボン)	2着	2年
		看護帽	2個	2年
		靴下	40足	1年
		看護靴	2足(別に定めるものについては、1足)	1年
		芸陽病院に勤務	看護上衣(夏)	2着

する職員	病院に勤務する職員(芸陽病院に勤務する職員を除く。)	看護上衣(冬)	2着	2年
		ズボン	4着	3年
看護助手	病院に勤務する職員(芸陽病院に勤務する職員を除く。)	靴下	40足	1年
		看護靴	2足	1年
		作業上衣	1着	3年
		予防衣	2着	2年
		看護衣(夏)(又は看護上衣(夏)及びズボン)	2着	2年
	芸陽病院に勤務する職員	看護衣(冬)(又は看護上衣(冬)及びズボン)	2着	2年
		靴下	40足	1年
		作業帽	2個	2年
		看護上衣(夏)	2着	2年
		看護上衣(冬)	2着	2年
炊事・配膳の業務に従事する職員	ズボン	4着	3年	
	靴下	40足	1年	
	看護靴	2足	1年	
	作業上衣	1着	3年	
	調理衣(夏)	2着	2年	
炊事・配膳の業務に従事する職員	調理衣(冬)	2着	2年	
	エプロン	2着	2年	
	ズボン(又はスカート)	1着	1年	

	三角巾 <sup>さんかくしん</sup>	2個	2年
	作業帽	2個	2年
	作業靴	2足	1年
機戒設備の整備・保守 の業務に従事する職員	作業服(夏)	2着	2年
	作業服(冬)	2着	2年
	帽子	2個	3年
	ゴム長靴	1足	2年
	雨ガッパ	1	3年
洗濯等の業務に従事す る職員	作業服(夏)	2着	2年
	作業服(冬)	1着	1年
	作業帽	2個	2年
	作業靴	1足	2年

注 1 洗濯等の業務に従事する職員として新たに採用された職員にあっては、初年度に限り、作業服(冬)を2着貸与する。

2 作業靴は、ゴム長靴、地下足袋、ズック靴、運動靴その他作業に使用する靴とする。